

各 位

猪名川町生活部保険課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の  
臨時的取扱いの段階的な終了について（通知）

日頃から本町の介護保険行政の推進にあたり、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱いについては、令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡他にに基づき、本町では面会が困難など御本人、御家族の同意のもと認定調査を実施せず、従来の認定有効期間に6か月の期間を合算することとしておりました。

令和4年10月14日付け厚生労働省事務連絡が発出され、「臨時的取扱いは、原則として有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り適用できることとするが、市町村の判断により、有効期間満了日が令和6年3月31日までの被保険者に適用することは差し支えない」と見直されました。

**同事務連絡を受け、現在の被保険者の心身の状況等を適正に把握・評価することの重要性を鑑み、対象者を次のとおりとし、臨時的取扱いを令和6年3月31日までに段階的に終了することとします。**

今回の対応により、要介護認定件数の増加が見込まれますが、認定事務が遅延なく行えるよう皆様のご協力をお願いします。

記

**【臨時的取扱いの対象者（令和5年3月1日以降の申請分）】**

○令和5年4月30日から令和6年3月31日の間に有効期間満了日を迎える被保険者で、以下のいずれかに該当するもの

- (1) 前回の更新時に臨時的取扱いの適用をしていない被保険者（2回連続での申請不可）
- (2) 臨時的取扱適用中の被保険者のうち、施設等のクラスターや感染リスク等の特別な事情がある場合。ただし、状況や理由等を書面等で提出いただきます。

以上

<問い合わせ先>

猪名川町生活部保険課

介護保険担当

電話 072-767-6235

FAX 072-767-7200